

茨城県国土利用計画審議会の諮問手続の弾力的運用について

1 現状・課題

- ・ 森林地域の縮小案件については、開発許可（完了）済の案件を審議しているため、「後追い審議」、「審議会の形骸化」等の指摘がされてきたところ。
- ・ 上記指摘の解消のため、これまで以下の対応をしてきたが、根本的な解消には至っていない。
 - ①10ha 以上の案件は、より早い段階での審議となるよう、工事完了後ではなく、開発許可後に審議
 - ②議案が森林地域の縮小案件のみの場合は 2 年に 1 回の審議
- ・ 都市計画法の手続を伴う農業地域の縮小案件については、市町村が推進する事業スケジュール上の開催希望時期と、審議会の開催時期が合致しない場合がある。

2 国の運用指針

国土交通省からの「国土利用計画法に基づく国土利用計画及び土地利用基本計画に係る運用指針（平成 29 年 4 月 28 日付け国計管第 15 号）の中で、審議会への意見聴取について、「土地利用基本計画の総合調整の機能に支障を来さない範囲内で、一定の事項に関しては、書面による議決や第 38 条審議会（国土利用計画審議会のこと。以下「審議会」という。）の長による専決とすることも許容される。」との運用例が示されている。

3 他都道府県の状況

既に 14 府県が、審議会の諮問手続について、弾力的運用を行っている。

区 分	都道府県名
報告対応：2 府 6 県 （森林地域の縮小案件については、審議会に報告することにより、審議会の意見を聴いたものとして取り扱う。これまでの審議事項を報告事項に変更したもの。）	宮城県、神奈川県、京都府、大阪府、愛知県、兵庫県、山口県、鹿児島県
専決対応：5 県 （あらかじめ審議会の承認を得た一定事項について、会長が専決する。専決したものについて、事後、審議会に報告する。）	福島県、山梨県、三重県、島根県、福岡県
書面議決：1 県 （計画図の変更については、審議会を開催せず、書面により議決する。）	徳島県

4 今後の対応（案）

上記の状況を踏まえ、審議会の諮問手続について、次のとおり、弾力的に運用する。

- ・ 森林地域の縮小案件は、開発許可（完了）後の変更となり、案件毎に議論をする余地が少ないため、会長が専決をし、結果を直近の審議会に報告する。
 ※案件が森林地域の縮小案件のみの場合は、2 年に 1 回の報告とする。
- ・ 農業地域の縮小案件は、地方創生を図るために市町村が推進する事業スケジュールに沿う時期に開催される審議会で審議する。その後、都市計画法の調整に伴い、面積や区域の形状が変更（縮小に限る。）された場合、当該内容について、会長が専決をし、結果を直近の審議会に報告する。

<今後の手続の流れ（例）>

（森林地域の縮小案件） 開発許可（完了） ↓ 会長専決 → H31 審議会にて報告	（農業地域の縮小案件） 都市計画法上の調整に伴う面積等の変更 ↓ H30 審議会にて審議 → 会長専決 → H31 審議会にて報告
--	--

茨城県国土利用計画審議会運営規程の一部改正（案）

（目的）

第1条 この規程は、茨城県国土利用計画審議会条例（以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、茨城県国土利用計画審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

（会議の招集）

第2条 会長は、審議会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、原則として開会の日から7日前までに日時、場所、議題及び審議する事項を委員並びに議事に関する臨時委員に通知しなければならない。

（欠席）

第3条 委員及び臨時委員は、招集を受けた場所において事故のため会議に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に通知しなければならない。

（会議の公開）

第4条 会議は、原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、出席した委員及び議事に関する臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところにより、非公開とすることができる。

- (1) 茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第87号）第7条各号に掲げる不開示情報のいずれかに該当する、又は該当するおそれがある事項について審議を行う場合
- (2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合

（議事録）

第5条 審議会の議事については、議事録を作成し、会長（会長に事故がある場合は、その職務を代理する者）及び会長の指名した委員2名がこれに署名しなければならない。

2 議事録に記載する事項は、次のとおりとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した委員及び臨時委員の氏名並びに欠席した委員及び臨時委員の氏名
- 三 議題
- 四 議事の概要
- 五 その他必要な事項

（特別委員会）

第6条 特別委員会（以下「委員会」という。）は、委員及び臨時委員のうちから会長が指名するもの若干名をもって組織する。

- 2 委員会の委員長は、構成員の互選により定める。
- 3 委員長は、調査審議を了した場合は速やかに会長に報告しなければならない。
- 4 第2条から前条までの規定は、委員会に準用する。

（議事の特例）

第7条 会長は、審議会運営の効率化及び迅速化を図るため、国土利用計画法の趣旨に合致すると認められる一定の類型に属するものを対象として、あらかじめ審議会の承認を得て、専決基準を定めることができる。

2 会長は、専決基準に該当する事項については、審議会が適当と認めたものとして取り扱うことができる。ただし、該当事項に係る事務処理の後、速やかに審議会に報告しなければならない。

（公印）

第8条 会長の公印は、次のとおりとする。

	← 2.5cm →
↑	茨城県国土
2.5cm	利用計画審
↓	議会議長之印

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

付 則

この規程は、昭和50年2月12日から施行する。

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年2月3日から施行する。

この規程は、平成30年 月 日から施行する。

茨城県国土利用計画審議会運営規程第7条第1項に定める 一定の類型に属するものを対象とした専決基準について（案）

平成30年 月 日決定

- 茨城県国土利用計画審議会（以下「審議会」という。）運営規程第7条第1項で定める一定の類型に属するものを対象とした専決は、以下の事項とする。
 - ・ 茨城県土地利用基本計画の計画図（以下「計画図」という。）における森林地域の縮小案件
 - ・ 計画図における農業地域の縮小案件のうち、審議会での決議後、都市計画法の調整に伴い、面積や区域の形状が変更（縮小に限る。）されたもの
 - ・ その他、会長が審議の必要がないと認めたもの